

令和6年10月17日

低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して電気工事士試験及び電気主任技術者試験の救済措置について

令和6年9月20日からの大雨においてお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された全ての方々に心から御見舞い申し上げます。

標記につきまして、令和6年能登半島地震による災害に加え、令和6年9月20日からの大雨による災害の発生による影響に鑑み、電気工事士試験及び電気主任技術者試験において救済措置を行います。

(参考) 経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/index.html

<救済措置の対象者>

今回の大雨で被災した対象地域（奥能登地域）に住所のある方で、以下の対象試験に合格されている方には、個別にご連絡をさせていただきます。

○対象地域（災害救助法適用地区）の詳細は、[内閣府ホームページ](#)をご確認ください。

○対象試験

電気工事士試験	第1種	令和5年度学科試験合格者
		令和6年度上期学科試験合格者
		令和6年度下期学科試験合格者
	第2種	令和5年度下期学科試験合格者
		令和6年度上期学科試験合格者
		令和6年度下期学科試験合格者

電気主任技術者試験	第1種・第2種	令和4年度一次試験合格者
		令和5年度一次試験合格者
		令和6年度一次試験合格者
		令和3年度一次試験一部科目合格者
		令和4年度一次試験一部科目合格者
		令和5年度一次試験一部科目合格者
	令和6年度一次試験一部科目合格者	
電気主任技術者試験	第3種	令和4年度上期試験一部科目合格者

		令和4年度下期試験一部科目合格者
		令和5年度上期試験一部科目合格者
		令和5年度下期試験一部科目合格者
		令和6年度上期試験一部科目合格者
		令和6年度下期試験一部科目合格者

<救済措置の概要>

○免除期間の延長

各対象試験について、受験が免除される延長期間の詳細については、後日（電気主任技術者試験については、経済産業省の免除期間延長の取り扱いが決定次第）お知らせいたします。

○試験の欠席者に対する手数料返還

以下のいずれかの試験の申込者で災害の影響により試験を欠席された方について、ご希望により手数料の返還もしくは次回試験への受験手数料振替を行います。

詳細については、後日お知らせいたします。

令和6年度第1種及び第2種電気工事士下期試験

令和6年度第1種及び第2種電気主任技術者二次試験

○試験申込期間の延長

令和6年度第3種電気主任技術者下期試験の申込期間（11/11～11/28）について、延長する予定です。詳細については、後日お知らせいたします。

以 上